

ふくい嶺北圏域 成年後見制度利用促進基本計画

福井市 勝山市 鯖江市
永平寺町 池田町 南越前町 越前町

目次

第1章	計画策定の趣旨		
1	計画策定の背景	・・・・・・・・・・・・・・・・	P1
2	計画の目的	・・・・・・・・・・・・・・・・	P1
3	計画の位置づけ	・・・・・・・・・・・・・・・・	P1
4	計画の期間	・・・・・・・・・・・・・・・・	P1
5	計画の策定体制	・・・・・・・・・・・・・・・・	P1
第2章	成年後見制度を取り巻く現状と課題		
1	ふくい嶺北圏域の概況	・・・・・・・・・・・・・・・・	P2
2	現状と課題	・・・・・・・・・・・・・・・・	P3
3	調査結果による課題と必要な取組	・・・・・・・・・・・・・・・・	P10
第3章	施策の目標及び体系		
1	施策の目標	・・・・・・・・・・・・・・・・	P11
2	施策の体系	・・・・・・・・・・・・・・・・	P12
第4章	施策の内容		
『	基本方針1 どの地域に住んでいても必要な人が利用できるしくみ 』		
施策1	権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり	・・・・・・・・	P13
施策2	普及啓発	・・・・・・・・	P19
施策3	相談体制の整備	・・・・・・・・	P20
施策4	担い手育成	・・・・・・・・	P21
施策5	成年後見制度利用支援事業の活用	・・・・・・・・	P22
『	基本方針2 本人がメリットを実感できるしくみ 』		
施策6	申立支援	・・・・・・・・	P22
施策7	後見人支援	・・・・・・・・	P23
『	基本方針3 安心して利用できるしくみ 』		
施策8	不正防止	・・・・・・・・	P24
第5章	施策の評価指標及び評価方法		
1	評価指標	・・・・・・・・	P25
2	評価及び進行管理	・・・・・・・・	P25
資料編			
	計画の策定体制と経過	・・・・・・・・	P27
	成年後見制度利用促進体制整備連携協議会 設置要綱	・・・・・・・・	P29
	成年後見制度利用促進体制整備連携協議会 委員名簿	・・・・・・・・	P31
	成年後見制度に関する調査結果について (事業所、当事者・家族会、専門職団体)	・・・・・・・・	P33

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景

成年後見制度は、認知症や精神上的の障がい等により判断能力が不十分であるために契約等の法律行為における意思決定が困難な人について、成年後見人・保佐人・補助人が本人の判断能力を補うことによって、その人の生命、身体、自由、財産等の権利を擁護するための制度です。

高齢化社会が進展し、認知症高齢者や単独世帯の高齢者の増加が見込まれるにもかかわらず、全国的には制度が十分に活用されていない状況にあります。

こうしたなか、国は、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(以下「利用促進法」という)を施行し、平成29年3月に「成年後見制度利用促進基本計画」(以下「国の基本計画」という)を策定しました。市町は、国の基本計画を勘案して、成年後見制度利用促進に関する施策について基本的な計画(以下「市町基本計画」という)を定めるよう努めるものとされました。

2 計画の目的

本計画は、福井市、勝山市、鯖江市、永平寺町、池田町、南越前町、越前町の7市町で構成する、ふくい嶺北圏域(以下「圏域」という)において、行政及び関係団体が連携して、成年後見制度利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

3 計画の位置づけ

本計画は、圏域における成年後見制度利用促進に係る総合的な取組方針を示すもので、市町基本計画の上位計画にあたります。

7市町において、市町基本計画を策定する際には、本計画との整合性を図りながら策定します。

4 計画の期間

本計画の計画期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

国の動向や社会情勢に変化があった場合には、必要に応じて見直しを行います。

市町基本計画は、本計画と計画期間が異なることがあります。

5 計画の策定体制

本計画は、7市町による担当者会議や、学識経験者、法律・医療・保健・福祉の関係団体等の代表者で構成される成年後見制度利用促進体制整備連携協議会での意見や、7市町が令和2年に実施した介護・障がい分野の事業所及び当事者団体等への成年後見制度に関する調査(以下「ニーズ調査」という)結果を参考に策定しました。

第2章 成年後見制度を取り巻く現状と課題

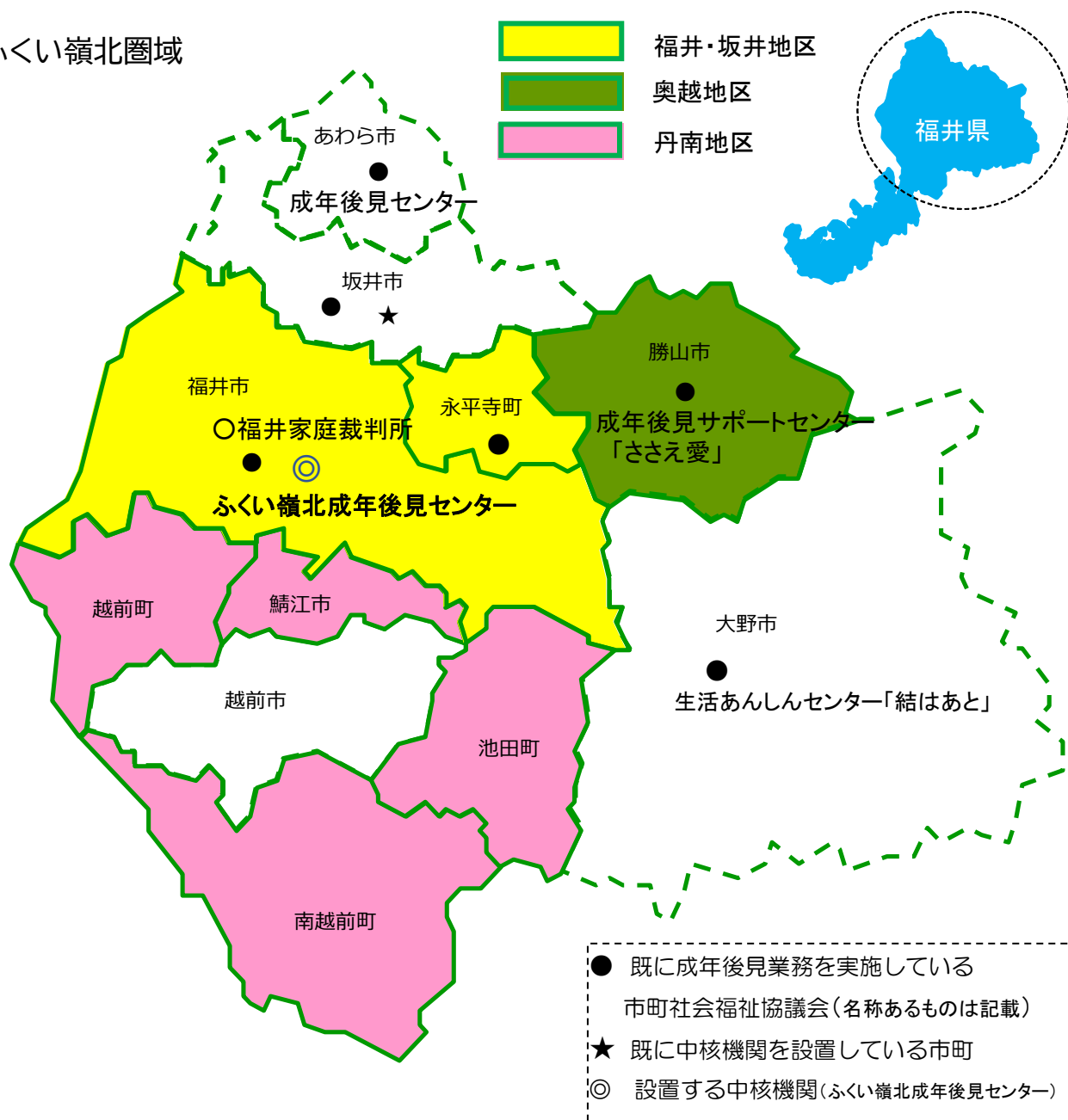
◆ 1 ふくい嶺北圏域の概況

現在、福井市、大野市、勝山市、あわら市、坂井市、永平寺町の市町社会福祉協議会では、独自事業として、成年後見制度に係る相談業務や法人後見受任等の業務を行っています。

しかし、圏域内における制度利用促進の進捗状況は各市町でばらつきがあるため、今後は市町間で連携強化を図り、どこに住んでいても誰もが同じ条件で制度を利用できるしくみが求められています。

このため、成年後見制度利用促進事業においては、連携中枢都市圏構想を踏まえ、圏域内の7市町で構成するエリアを「ふくい嶺北圏域」として位置づけて、協力して取組を進めていきます。

ふくい嶺北圏域



◆ 2 現状と課題

(1) 高齢者人口の推移

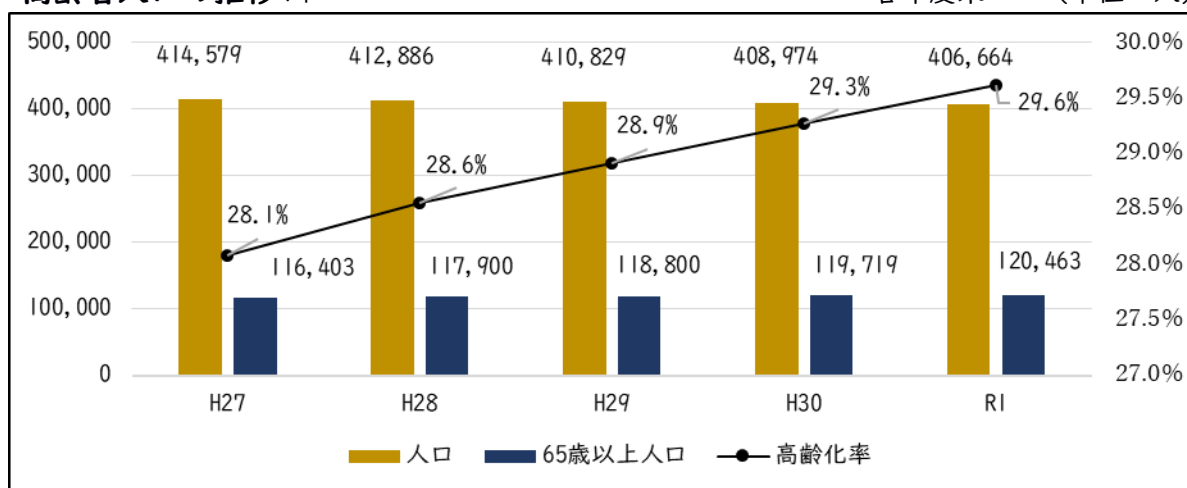
圏域の65歳以上の高齢者人口及び高齢化率について、高齢者人口が平成27年度末の116,403人から令和元年度末の120,463人に、高齢化率は28.1%から令和元年度末の29.6%へと増加し、高齢化が進んでいます。*1

また、令和2年4月1日時点で圏域の総世帯数155,200世帯のうち、高齢単身世帯の割合が14.6%、高齢夫婦世帯が10.9%となっており、今後も、高齢化による核家族化が進んでいくことが見込まれています。*2

特に、在宅で介護サービスや障がいサービスを必要とするひとり暮らし高齢者や身寄りのない高齢者については、本人の状態変化に応じ、適切に成年後見制度が利用できるよう、日頃からの見守り等を含めた継続した支援が必要です。

高齢者人口の推移*1

各年度末 (単位：人)



<各市町調べ>

高齢者のいる世帯状況*2

(令和2年4月1日現在) (単位：世帯)

市町村名	総世帯	65歳以上の親族のいる世帯					
		65歳以上の親族のいる世帯		高齢単身世帯		高齢夫婦世帯※	
		世帯	割合 (%)	世帯	割合 (%)	世帯	割合 (%)
福井市	104,511	51,949	49.7%	15,644	15.0%	11,741	11.2%
勝山市	7,965	5,435	68.2%	1,279	16.1%	926	11.6%
鯖江市	24,719	12,393	50.1%	2,885	11.7%	2,298	9.3%
永平寺町	6,380	3,732	58.5%	776	12.2%	644	10.1%
池田町	935	728	77.9%	200	21.4%	125	13.4%
南越前町	3,419	2,483	72.6%	603	17.6%	402	11.8%
越前町	7,271	4,814	66.2%	1,204	16.6%	753	10.4%
計	155,200	81,534	52.5%	22,591	14.6%	16,889	10.9%

<各市町調べ>

※高齢夫婦世帯とは、夫婦共に65歳以上の一般世帯（他の世帯員がないもの）をいう。

(2) 認知症高齢者の状況と課題

圏域における要介護認定者のうち、認知症高齢者数(「認知症高齢者の日常生活自立度」Ⅱ以上の高齢者)は、平成27年度末の14,296人から令和元年度末には15,065人へ増加しています。^{*3}

全国では、認知症を原因として成年後見制度を利用する割合が高く、「成年後見関係事件の概況(最高裁判所事務総局家庭局)」によると、令和元年には認知症が63.3%を占めており、次いで知的障がい9.7%、統合失調症8.9%となっています。

高齢化の進展に伴い、認知症高齢者は年々増加していくことが見込まれており、成年後見制度の必要性が高まっていくものと考えられます。

介護保険認定者数

各年度末

(単位：人)

市町名	H27	H28	H29	H30	R1
福井市	13,321	13,462	13,596	13,851	14,100
勝山市	1,531	1,513	1,496	1,537	1,481
鯖江市	2,923	3,026	2,960	3,030	2,953
永平寺町	942	980	1,027	1,114	1,143
池田町	283	241	228	245	228
南越前町	693	692	648	656	635
越前町	1,177	1,203	1,137	1,110	1,083
計	20,870	21,117	21,092	21,543	21,623

<各市町調べ>

認知症高齢者数(Ⅱ以上)^{*3}

各年度末

(単位：人)

市町名	H27	H28	H29	H30	R1
福井市	9,011	9,299	9,434	9,538	9,545
勝山市	1,106	1,110	1,126	1,114	1,086
鯖江市	2,127	2,287	2,283	2,312	2,257
永平寺町	590	703	775	734	774
池田町	173	181	157	173	164
南越前町	493	503	485	475	469
越前町	796	809	784	780	770
計	14,296	14,892	15,044	15,126	15,065

<各市町調べ>

(3) 障がい者の状況と課題

圏域における障がい者数について、知的障がい者(療育手帳所持者)は、平成27年度末の3,067人から令和元年度末には3,467人へ*4、精神障がい者(精神障害者保健福祉手帳所持者)は、平成27年度末の3,012人から令和元年度末には4,059人へ、それぞれ増加しています。*5

特に精神障がい者の伸びが顕著で、社会的にも障がい受容が進んでいる背景もあり、今後更なる増加が予想されます。また、知的障がい者及び精神障がい者については、障がいの程度に関わらず、将来的に成年後見制度の利用が必要な方が多いと考えられるため、今後親亡き後を見据えた社会全体で支え合う体制の整備が求められています。

療育手帳所持者数*4

各年度末

(単位：人)

市町名	H27	H28	H29	H30	RI
福井市	1,905	1,985	1,991	2,125	2,184
勝山市	226	222	228	232	237
鯖江市	498	523	532	567	581
永平寺町	148	149	150	149	149
池田町	10	10	12	12	12
南越前町	100	99	101	103	105
越前町	180	187	187	195	199
計	3,067	3,175	3,201	3,383	3,467

<各市町調べ>

精神障害者保健福祉手帳所持者数*5

各年度末

(単位：人)

市町名	H27	H28	H29	H30	RI
福井市	1,998	2,185	2,324	2,505	2,671
勝山市	265	282	278	299	301
鯖江市	407	432	500	558	652
永平寺町	115	129	136	132	143
池田町	18	23	22	27	26
南越前町	63	66	69	74	74
越前町	146	155	163	178	192
計	3,012	3,272	3,492	3,773	4,059

<各市町調べ>

(4) 成年後見制度の利用状況

圏域における令和元年の成年後見制度の利用者数は899人となっています*6。令和元年の圏域の認知症高齢者数(15,065人)や療育手帳所持者数(3,467人)、精神障害者保健福祉手帳所持者数(4,059人)と比較すると、利用者数は少ない状況です。

ニーズ調査等の結果から、制度について住民や事業所に十分に浸透していないことが要因として考えられるため、今後、制度の普及啓発に取り組んでいく必要があります*7

また、後見、保佐、補助の類型の中で、令和元年の圏域における後見の割合は、71.5%と高い状況です。

本人の能力に応じたきめ細やかな対応を可能とする保佐及び補助類型の広報や啓発を行い、早期の段階からの制度利用を促す必要があります。

成年後見制度利用者数の現状*6

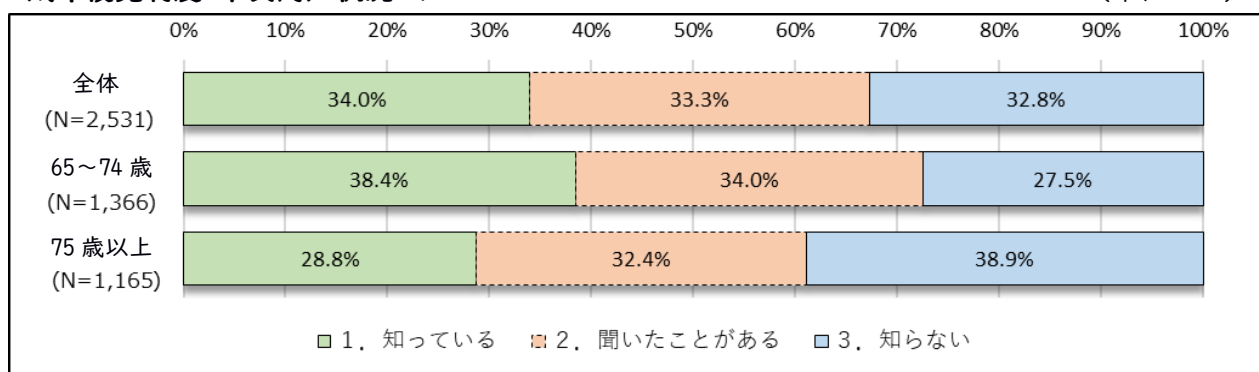
(令和元年12月31日現在) (単位：人)

類型	福井市	勝山市	鯖江市	永平寺町	池田町	南越前町	越前町	合計	割合
後見	449	39	99	14	1	3	38	643	71.5%
保佐	156	12	28	1	0	3	18	218	24.2%
補助	25	0	7	1	1	0	0	34	3.8%
任意後見	2	0	1	0	0	1	0	4	0.4%
計	632	51	135	16	2	7	56	899	100.0%

<福井地方・家庭裁判所資料>

成年後見制度 市民周知状況*7

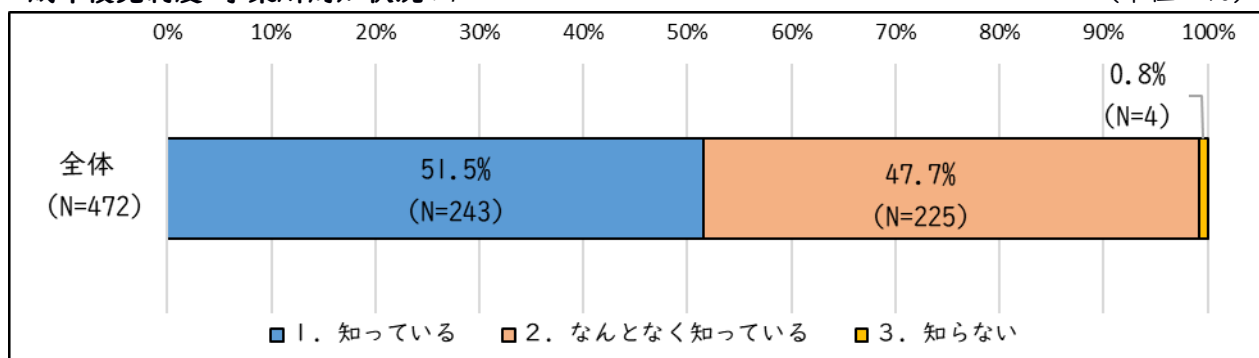
(単位：%)



<令和元年度 福井市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査>

成年後見制度 事業所周知状況*7

(単位：%)



<令和2年5月 成年後見制度に関する調査(施設・事業所向け)>

(5) 首長申立及び報酬助成の利用状況

圏域内の各市町においては、生活困窮者等が成年後見制度を利用する際の審判請求の申立費用や後見人等への報酬費用を支援する成年後見制度利用支援事業を実施しています。*8

しかし、首長申立や報酬助成の実績のない市町もあり*9、高齢者や障がい者が必要に応じて制度を活用できるよう、制度の周知を図る必要があります。

報酬助成の状況*8

(令和元年度) (単位：人, 下段は助成額)

	福井市	勝山市	鯖江市	永平寺町	池田町	南越前町	越前町	合計
認知症高齢者	48 7,844 千円	0	0	0	0	0	0	48 7,844 千円
精神障がい者	7 1,455 千円	0	1 132 千円	0	0	0	0	8 1,587 千円
知的障がい者	5 1,071 千円	0	0	0	0	0	0	5 1,071 千円
計	60 10,370 千円	0	1 132 千円	0	0	0	0	61 10,502 千円

<各市町調べ>

首長申立の状況*9

(令和元年度)

(単位：人)

	福井市	勝山市	鯖江市	永平寺町	池田町	南越前町	越前町	合計
認知症高齢者	23	2	6	0	0	0	0	31
精神障がい者	4	0	0	0	0	0	0	4
知的障がい者	4	0	0	0	0	0	0	4
計	31	2	6	0	0	0	0	39

<各市町調べ>

(6) 成年後見人等の担い手

近年、弁護士や司法書士など専門職後見人の選任件数が増えており、全国においては、平成24年に専門職後見人の選任件数が親族等の後見人の件数を上回りました。^{*10}

単身世帯の増加や、身寄りのない高齢者等の増加により、本人の後見人となる親族等が不在のケースが増加していることが原因として考えられます。このような状況のなか、圏域についても令和元年における親族等が後見人総数に占める割合は30.7%で、それ以外は専門職が担い手となっています。^{*11}

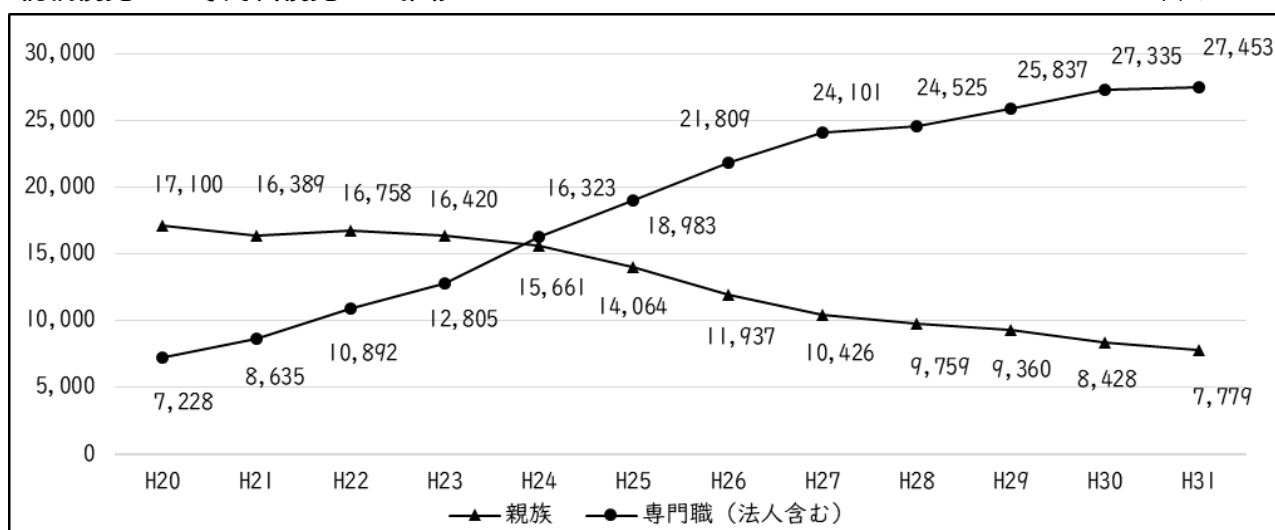
また、ニーズ調査から^{*12}は、今後の制度利用のニーズ増加が見込まれていますが、専門職後見人については、その担い手が限られており、制度利用を希望する声に対応するには限界があります。

こうしたなか、大きな期待が寄せられているのが市民後見人の選任です。しかし令和元年の全国における市民後見人の選任件数は全体の0.8%にとどまっています。

圏域においても、今後は市民後見人として活躍する地域住民を育成するための体制を整えていく必要があります。またすでに法人後見を実施している市町社会福祉協議会や社会福祉法人等はあるものの、法人後見についても担い手育成に取り組んでいきます。

親族後見人と専門職後見人の推移^{*10}

(単位：人)



<最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」>

後見人の担い手の現状^{*11}

(単位：人)

担い手	福井市	勝山市	鯖江市	永平寺町	池田町	南越前町	越前町	合計	割合
弁護士	171	11	20	4	0	1	4	211	23.5%
司法書士	95	10	28	2	1	2	8	146	16.2%
社会福祉士	190	3	37	3	0	0	33	266	29.6%
親族等	176	27	50	7	1	4	11	276	30.7%
計	632	51	135	16	2	7	56	899	100.0%

<福井地方・家庭裁判所資料>

成年後見制度利用に係る圏域の今後のニーズ*12

(単位：人 見込値含む)

区分	市町名	福井市	勝山市	鯖江市	永平寺町	池田町	南越前町	越前町	小計	合計
		人口	261,986	22,777	69,339	18,369	2,568	10,407	21,218	406,664
A群 最大 母数	介護保険 認定者数	14,100	1,481	2,953	1,143	228	635	1,083	21,623	29,149
	療育手帳 所持者数	2,184	237	581	149	12	105	199	3,467	
	精神障害者保健 福祉手帳所持者数	2,671	301	652	143	26	74	192	4,059	
B群 有効 母数	認知症高齢者数 (Ⅱ以上)	9,545	1,086	2,257	774	164	469	770	15,065	16,510
	療育手帳 A判定者数	781	88	194	56	12	40	72	1,243	
	精神障害者保健 福祉手帳Ⅰ級	123	23	27	9	0	6	14	202	
C群 ニーズ 想定数	日常生活自立支援事 業利用者数(※①)	138	83	23	12	1	4	5	266	1,036 (最大値)
	成年後見等利用 者想定数(※②)	578	57	77	16	3	4	35	770	
	人口の1%(※③)	2,620	228	693	184	26	104	212	4,067	4,067 (最大値)

※① 市町社会福祉協議会が本人と契約し、日常的な金銭管理等を行なうサービス(令和2年5月調査値)

※② 成年後見制度に関する調査結果(令和2年5月)の要支援者数、回答率等を参考に算定

※③ 日本成年後見法学会学説(成年後見制度の必要者数は人口の1%)から算定 <各市町調べ>

(7) 今後の圏域内の制度利用者(想定)

今後、圏域内の制度利用者数を想定すると、以下のようになります。

- ① 令和元年度の成年後見制度利用者数 899人
(令和2年3月末圏域人口406,664の約0.2%に相当)
- ② 今後、成年後見制度の利用が必要になると想定されるケース 770人
(ニーズ調査の結果から算定)
- ③ 今後のニーズ(想定数)の最小値 1,036人
(上記770人と成年後見制度利用への移行が予想される
日常生活自立支援事業利用者266人の合計)
- ④ 今後のニーズ(想定数)の最大値 4,067人
(日本成年後見法学会学説「成年後見制度の必要者数は人口の1%」から算定)

A群 29,149人 将来的に成年後見が必要となる可能性のある対象者(最大母数)

B群 16,510人 現在、若しくは近い将来、成年後見が必要となる対象者(有効母数)

成年後見制度利用者 899人

C群 1,036人 ~ 4,067人 (想定数)

◆ 3 調査結果による課題と必要な取組

ニーズ調査により、関係事業者や当事者・家族会、専門職団体からの御意見や御要望等を把握することができました。(資料編 P33～P43)

この調査結果などから、下記のとおり課題や課題解決に向けた必要な取組を整理しました。必要な取組については、本計画に施策として盛り込み、計画的に取り組んでいきます。

課題		必要な取組
広報	<ul style="list-style-type: none"> ・制度が知られていない ・関係機関の理解が得られていない ・必要な人が利用していない 	<ul style="list-style-type: none"> ・制度の周知・広報(パンフレット作成) ・研修会や講演会の実施 ・チームによる見守り・発見
相談	<ul style="list-style-type: none"> ・相談先が分からない ・家庭裁判所は敷居が高い ・困難事例の対応に苦慮する ・法的支援の必要性や方法が分からない ・相談するタイミングが分からない 	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な相談窓口や専門的相談窓口の設置 ・訪問相談による対応 ・専門職(法律・福祉)による後見ニーズの見極め ・ケース検討会議への中核機関職員の参加 ・保佐・補助類型等の早期からの相談
制度利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・専門職による第三者後見人は受任余力なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・担い手の育成(市民後見人、法人後見) ・市民後見人養成講座実施
	<ul style="list-style-type: none"> ・報酬費用が高くて利用できない ・市町間で首長申立、費用助成の運用基準が異なる 	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度利用支援事業の周知 ・市町間の運用基準を統一
	<ul style="list-style-type: none"> ・申立手続のハードルが高い ・後見人候補者がいない ・本人にふさわしくない後見人 ・判断能力が低下しても日常生活自立支援事業を利用している 	<ul style="list-style-type: none"> ・申立に関する相談、申立手続支援 ・受任者調整(マッチング)等の支援 ・本人にふさわしい後見人候補者の推薦 ・日常生活自立支援事業からのスムーズな移行
後見人支援	<ul style="list-style-type: none"> ・後見人、個人では解決困難な問題が生じる 	<ul style="list-style-type: none"> ・チームによるバックアップ ・親族後見人等への支援 ・後見人対象の研修会や情報交換、つどいの場
不正防止	<ul style="list-style-type: none"> ・不正が心配 	<ul style="list-style-type: none"> ・チームによる見守り・早期発見

第3章 施策の目標及び体系

◆ 1 施策の目標

認知症や精神上的の障がい等により、財産の管理や日常生活等に支障が生じても、本人の自己決定権の尊重や身上保護が重視され、安心して生活が送れるよう、地域全体で支え合うことが求められています。

国の基本計画では、成年後見制度の利用促進に関する基本的な考え方と施策の目標を次のように掲げています。

国の基本計画より

(1) 基本的な考え方

- ① ノーマライゼーション ※1
- ② 自己決定権の尊重 ※2
- ③ 身上保護の重視 ※3

(2) 今後の施策の目標

- ① 全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る。
- ② 利用者がメリットを実感できる制度・運用へ改善を進める。
- ③ 成年後見人等による横領等の不正防止を徹底するとともに、利用しやすさとの調和を図り、安心して成年後見制度を利用できる環境を整備する。

このため、圏域においても、国の基本計画を踏まえ基本目標と基本方針を設定し、成年後見制度利用促進に係る施策を段階的・計画的に進めていきます。

基本目標	権利を守り、支えあいながら、 誰もが住み慣れた地域で、自分らしく安心して暮らせるまち
------	---

基本方針	<ol style="list-style-type: none"> 1 『 どの地域に住んでいても必要な人が利用できるしくみ 』 2 『 本人がメリットを実感できるしくみ 』 3 『 安心して利用できるしくみ 』
------	--

※1 成年被後見人等が、基本的人権を享受する個人として尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと。

※2 障害者の権利に関する条約第12条の趣旨に鑑み、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと。

※3 本人の財産の管理のみならず身上の保護が適切に図られるべきこと。

◆ 2 施策の体系

基本 目標	基本 方針	施策	施策の内容									
権利を守り、支えあいながら、誰もが住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らせるまち	どの地域に住んでいても必要な人が利用できるしくみ	1	権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり	<table border="1"> <tr><td>1</td><td>本人を後見人とともに支える「チーム」の形成</td></tr> <tr><td>2</td><td>「協議会」の設置</td></tr> <tr><td>3</td><td>「中核機関」の設置</td></tr> <tr><td>4</td><td>地域連携ネットワーク及び中核機関の適正な運用</td></tr> </table>	1	本人を後見人とともに支える「チーム」の形成	2	「協議会」の設置	3	「中核機関」の設置	4	地域連携ネットワーク及び中核機関の適正な運用
		1	本人を後見人とともに支える「チーム」の形成									
		2	「協議会」の設置									
		3	「中核機関」の設置									
	4	地域連携ネットワーク及び中核機関の適正な運用										
	2	普及啓発	<table border="1"> <tr><td>1</td><td>広報</td></tr> <tr><td>2</td><td>研修</td></tr> <tr><td>3</td><td>チームによる見守り・発見</td></tr> </table>	1	広報	2	研修	3	チームによる見守り・発見			
	1	広報										
	2	研修										
3	チームによる見守り・発見											
3	相談体制の整備	<table border="1"> <tr><td>1</td><td>相談窓口の役割分担</td></tr> <tr><td>2</td><td>相談の方法</td></tr> <tr><td>3</td><td>ケース検討会議への参加</td></tr> <tr><td>4</td><td>相談支援の継続</td></tr> <tr><td>5</td><td>保佐・補助及び任意後見の利用促進</td></tr> </table>	1	相談窓口の役割分担	2	相談の方法	3	ケース検討会議への参加	4	相談支援の継続	5	保佐・補助及び任意後見の利用促進
1	相談窓口の役割分担											
2	相談の方法											
3	ケース検討会議への参加											
4	相談支援の継続											
5	保佐・補助及び任意後見の利用促進											
4	担い手育成	<table border="1"> <tr><td>1</td><td>市民後見人の研修・育成</td></tr> <tr><td>2</td><td>法人後見の担い手育成</td></tr> <tr><td>3</td><td>親族後見人等への支援</td></tr> </table>	1	市民後見人の研修・育成	2	法人後見の担い手育成	3	親族後見人等への支援				
1	市民後見人の研修・育成											
2	法人後見の担い手育成											
3	親族後見人等への支援											
5	成年後見制度利用支援事業の活用	<table border="1"> <tr><td>1</td><td>首長申立による支援</td></tr> <tr><td>2</td><td>費用助成による支援</td></tr> </table>	1	首長申立による支援	2	費用助成による支援						
1	首長申立による支援											
2	費用助成による支援											
実本人がメリツトを感じることができるしくみ	6	申立支援	<table border="1"> <tr><td>1</td><td>相談・手続支援</td></tr> <tr><td>2</td><td>受任者調整</td></tr> <tr><td>3</td><td>日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行</td></tr> </table>	1	相談・手続支援	2	受任者調整	3	日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行			
1	相談・手続支援											
2	受任者調整											
3	日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行											
安心して利用できるしくみ	7	後見人支援	<table border="1"> <tr><td>1</td><td>チームによる見守り・支援</td></tr> <tr><td>2</td><td>親族後見人等への支援</td></tr> <tr><td>3</td><td>後見人のつどいの開催</td></tr> </table>	1	チームによる見守り・支援	2	親族後見人等への支援	3	後見人のつどいの開催			
1	チームによる見守り・支援											
2	親族後見人等への支援											
3	後見人のつどいの開催											
8	不正防止	<table border="1"> <tr><td>1</td><td>チームによる見守り・発見</td></tr> </table>	1	チームによる見守り・発見								
1	チームによる見守り・発見											

第4章 施策の内容

基本方針 1	『どの地域に住んでいても必要な人が利用できるしくみ』
--------	----------------------------

○ どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できる地域体制の構築を目指します。

施策 1 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

権利擁護支援の地域連携ネットワークとは、「どの地域においても、必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域における相談窓口を整備するとともに、権利擁護支援が必要な方を発見し、適切に必要な支援につなげるための地域連携の仕組み」のことで、既存の医療・保健・福祉の連携に司法を含めた「チーム」「協議会」「中核機関」から構成され、以下の3つの役割を担います。

権利擁護支援の地域連携ネットワークの3つの役割 (国の基本計画より)	
① 権利擁護支援の必要な人の発見・支援	※1
② 早期の段階からの相談・対応体制の整備	※2
③ 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築	※3

◆ 1 本人を後見人とともに支える「チーム」の形成

権利擁護支援が必要な方について、本人の状況に応じ、本人に身近な親族、医療、保健、福祉、法律、地域等の関係者、後見人が「チーム」として関わることで、日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う体制をつくります。

【後見開始前】

権利擁護支援が必要な人を発見し、必要な支援へ結びつける機能を果たします。

【後見開始後】

後見人と地域の関係者等が協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況をできる限り継続的に把握し対応する役割を果たします。

【メンバー例】 ※必要に応じて構成されます。

親族：家族

福祉：介護支援専門員、相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、生活保護ケースワーカー、民生委員、福祉委員、地域包括支援センター、介護保険・障害福祉サービス事業者、社会福祉施設、認知症初期集中支援チーム、民間サービス業者、市町社協

医療：主治医、医療機関、訪問看護ステーション

保健：保健師

地域等関係者：近隣住民、ボランティア、金融機関、消費生活センター、市町窓口等

各種団体：弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、行政書士会、社会保険労務士会、税理士会

※1 地域において権利擁護に関する支援の必要な人の発見に努め、速やかに必要な支援に結びつける。

※2 早期の段階から、任意後見や保佐・補助類型といった選択肢を含め、成年後見制度の利用について住民が身近な地域で相談できるよう、窓口等の体制を整備する。

※3 成年後見制度を、本人らしい生活を守るための制度として利用できるよう、本人の意思、心身の状態及び生活の状況等を踏まえた運用を可能とする地域の支援体制を構築する。

○ ケース検討会議

地域ケア個別会議など既存の会議体をケース検討会議として活用します。ケース検討会議は、既存の会議体の主催者が開催しますが、必要に応じて、市町と中核機関が主催します。

(協議内容)

権利擁護に関する支援の必要性、適切な支援内容、モニタリング等の検討 等

◆ 2 「協議会」の設置

医療・保健・福祉・法律の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、各専門職団体及び関係機関が連携強化を協議する協議会を設置します。

○ 連携協議会

専門職団体・関係機関を交えて、地域連携ネットワークの構築や地域課題の整理・解決に向けた協議を行います。

(協議内容)

チームへの支援体制の構築

中核機関や地域連携ネットワークの活動サポート及び活動の評価・進行管理 等

◆ 3 「中核機関」の設置

チームの支援や地域連携ネットワークを強化していくため、①地域連携ネットワークのコーディネート役や②連携協議会の運営、③専門職による専門的助言等の支援の確保等を担う中核機関を設置します。中核機関は、様々なケースに対応できる法律・福祉等の専門知識や、地域の専門職や幅広い関係者との信頼関係構築のノウハウ等を段階的に蓄積しつつ、地域における連携・対応強化を継続的に推進していく役割を担います。

中核機関の主な役割（国の手引きより）

(ア) 地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進強化に向けて、全体構想の設計と、その実現に向けた進捗管理・コーディネート等を行う 【司令塔機能】

(イ) 地域における「協議会」を運営する 【事務局機能】

(ウ) 地域において「3つの検討・専門的判断」を担保する 【進行管理機能】（P16図参照）

① 権利擁護支援の方針についての検討・専門的判断

② 本人にふさわしい成年後見制度の利用に向けた検討・専門的判断

③ モニタリング・バックアップの検討・専門的判断

圏域の中核機関として、「ふくい嶺北成年後見センター」を設置します。なお、連携協議会の運営については、主に圏域内市町がふくい嶺北成年後見センターと協働して行います。

○ 適正運営委員会

主に中核機関が運営し、本圏域において【進行管理機能】を担います。
専門職によるケースごとの後見業務の適正な運営管理について審査を行います。

(協議内容)

申立の必要性、法人後見の必要性、受任者調整、個別支援事例検討 等

○ 運営協議会

主に圏域内市町が運営し、中核機関の業務を担うふくい嶺北成年後見センターと協働しながら、【司令塔機能】及び【事務局機能】を担います。

(協議内容)

予算・決算・事業計画、課題検討等

○ 苦情解決委員会

主に圏域内市町が運営します。
中核機関への苦情について審査し、改善策等を提言します。

(協議内容)

事実確認、原因究明、改善策 等

国の基本計画より

【市町の役割】

- ① 地域の専門職団体の等の関係者の協力を得て、「地域連携ネットワーク」や「中核機関」の設置・運営において、積極的な役割を果たす。
- ② 「地域連携ネットワーク」・「中核機関」に期待される機能の段階的・計画的整備に向け、市町の計画を定めるよう努める。
- ③ 成年後見制度の利用の促進に関する基本的な事項を調査審議させる審議会その他合議制の機関を置くよう努める。
- ④ 地域における体制整備は、地域福祉や地域包括ケアシステム等の既存の資源・仕組みを活用し、地域福祉計画など既存の施策と有機的な連携を図りつつ進める。

【関係団体の役割】

弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等といった法律専門職団体や福祉関係者団体等は、地域における協議会等に積極的に参加し、地域連携ネットワークにおける相談対応、チームの支援等の活動などにおいて積極的な役割が期待される。

地域連携ネットワークにおけるチーム及び専門職団体による支援体制などの整備に当たっては、各地域における地域ケア会議や障がい者自立支援協議会、地域福祉や地域包括ケア等の既存の資源・仕組みを活用し、有機的な連携を図りながら進めていきます

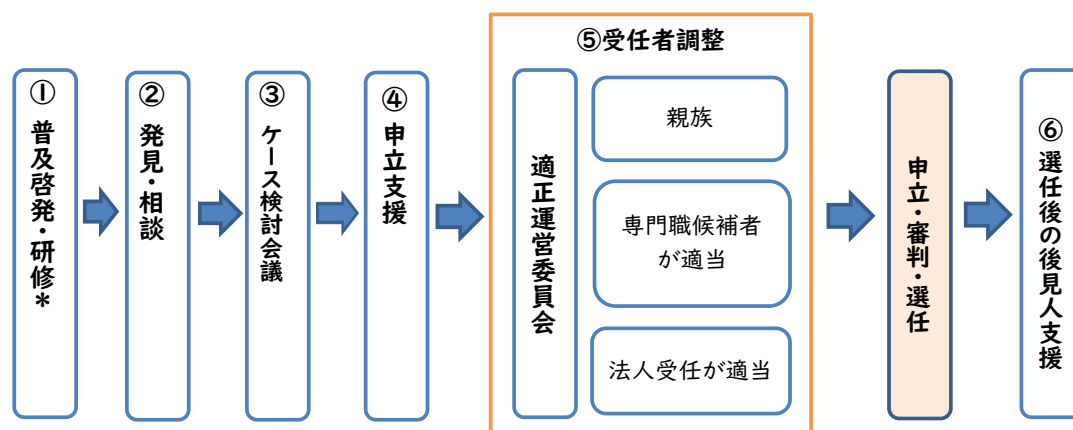
◆ 4 地域連携ネットワーク及び中核機関の適正な運用

地域連携ネットワーク及び中核機関は、以下の4つの機能について段階的・計画的に整備するとともに、不正防止効果にも配慮します。

- ① 広報機能
- ② 相談機能
- ③ 成年後見制度利用促進機能
- ④ 後見人支援機能

ふくい嶺北成年後見センターにおけるシステム

1. 広報機能 2. 相談機能 3. 成年後見制度利用促進機能 4. 後見人支援機能

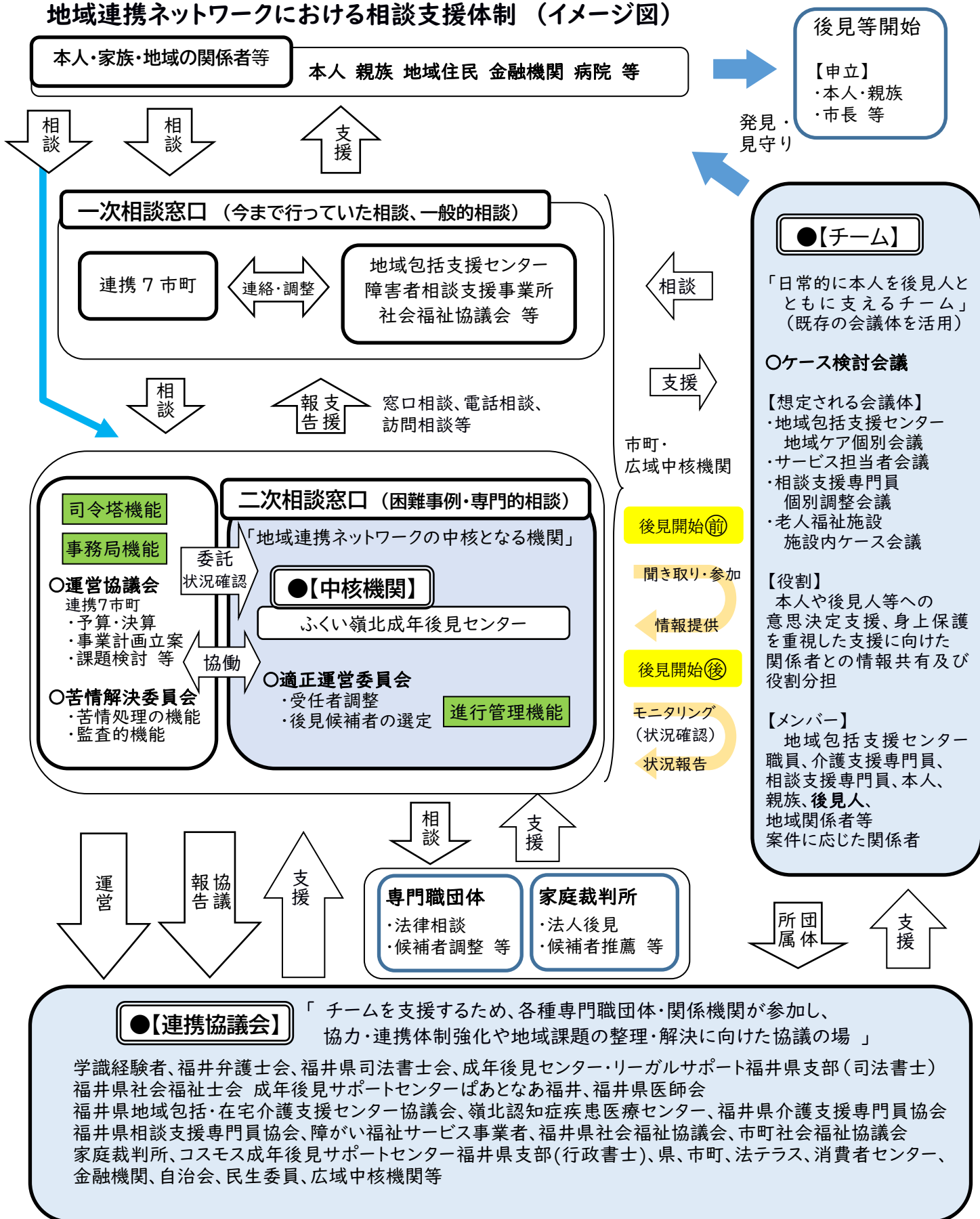


*①普及啓発・研修… 住民への成年後見制度に対する普及啓発と、行政、福祉、医療職等の権利擁護支援に関わる従事者を対象とした研修

連携協議会参加団体に期待される役割

分野	団体	期待される役割
共通	連携協議会 参加団体	成年後見制度の普及啓発 住民向け相談窓口 チームの構成員またはチームへの支援 中核機関への助言や情報共有による 連携強化 団体内の人材育成 団体間の協力・連携強化 適正運営委員会への参加(輪番制)
司法福祉	福井弁護士会	中核機関への専門的助言 困難事例の相談 成年後見人等候補者の紹介・推薦 講演会・研修会等への講師派遣
	福井県司法書士会	
	成年後見センター・リーガルサポート福井県支部(司法書士)	
	福井県社会福祉士会 成年後見サポートセンターぱあとなあ福井	
	コスモス成年後見サポートセンター福井県支部(行政書士)	
医療	福井県医師会	中核機関への専門的助言
高齢者福祉	福井県地域包括・在宅介護支援センター協議会	中核機関への専門的助言
	嶺北認知症疾患医療センター	中核機関への専門的助言
	福井県介護支援専門員協会	中核機関への専門的助言
障害者福祉	福井県相談支援専門員協会	中核機関への専門的助言
	障害福祉サービス事業者	中核機関への専門的助言
地域福祉	福井県社会福祉協議会	核機関への専門的助言 市町社会福祉協議会への助言・支援
	市町社会福祉協議会	日常生活自立支援事業からのスムーズな移行 法人後見業務の実施(長期目標) 市民後見人養成講座受講者を支援員として受入
行政	福井地方・家庭裁判所	中核機関への専門的助言
	県	市民後見人養成や窓口職員等の人材育成・ 研修の実施 成年後見制度利用促進に係る財政的支援
	市町	地域連携ネットワーク・中核機関の運営

地域連携ネットワークにおける相談支援体制（イメージ図）



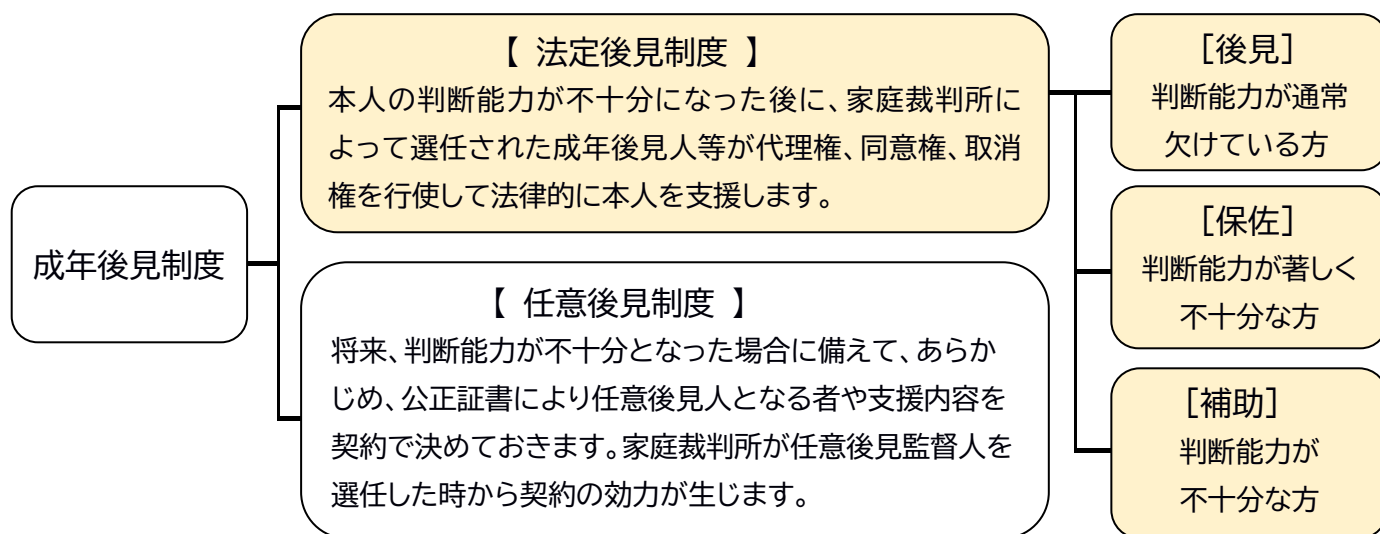
施策 2

普及啓発

成年後見制度は、判断能力が不十分な方の財産や生活を守る重要な制度であるものの、しくみや利用方法についての理解が進んでおらず、住民の方に身近な制度とは言えないのが現状です。

また、住民の身近な相談者である権利擁護支援に関わる関係者の中でも、成年後見制度への理解が十分ではないことがニーズ調査から分かりました。

そのため、専門職団体や関係機関と連携し、成年後見制度の利用促進に向けたパンフレット作成・配布、研修会等の広報活動に取り組みます。



◆ 1 広報

住民の成年後見制度に対する理解を深め、必要な人が安心して利用できるよう、分かりやすい広報を心がけます。

- ① ホームページ掲載
- ② パンフレット作成

◆ 2 研修

高齢者や障がい者に接する機会が多い介護保険・障がい福祉サービス事業者、また福祉関係職員、医療機関相談員、民生委員、市町窓口職員等には、早期発見・支援に繋げるための役割が期待されています。

そこで、住民対象または行政、福祉、医療職等の権利擁護支援に関わる関係者対象の研修を行います。

- ① 住民向け講演会
- ② 研修
- ③ 出前講座(要望に応じて)

◆ 3 チームによる見守り・発見

介護や福祉・医療関係者、民生委員、福祉委員など本人に身近な人が、「チーム」としてかかわる体制作りを進め、権利擁護支援の必要な人を早期に発見し、相談につなげます。

施策 3 相談体制の整備

本人の自己決定権を尊重し、身上保護を重視した相談支援を行います。

既存の資源や仕組みを活用しながら、早期の段階から、本人に身近な地域において成年後見制度の利用の相談ができるよう、各地域の相談機能の整備を優先的に取り組みます。

中核機関では、権利擁護に関する相談に応じ、情報を集約するとともに、必要に応じて専門職団体の支援や家庭裁判所からの助言を得て、後見等ニーズの精査やチームによる見守り体制の調整を行います。

◆ 1 相談機能の役割分担

日頃から、成年後見制度利用に係る相談については、市町窓口や地域包括支援センター、障がい相談支援事業所、社会福祉協議会等が、住民の身近な相談窓口として機能しています。

中核機関設置後も、引き続き、各地域の相談窓口は一般的な相談を受ける「一次相談窓口」を担います。また、中核機関は、一次相談窓口から困難事例や専門的な相談を受ける「二次相談窓口」として、役割を分担し重層的な相談体制の構築を目指します。

中核機関では、相談対応の向上を図るため一次相談窓口職員に対する研修を実施します。

一般的な相談（例）	困難事例や専門的相談（例）
<ul style="list-style-type: none"> ・制度の概要説明 ・困難事例に相当しないケース 	<ul style="list-style-type: none"> ・訴訟や遺産分割協議など法的対応が必要 ・虐待を受けている、又は疑いがあるなど対応が困難 ・身寄りのない人、家族関係が複雑、家族の同意が得られない ・管理する財産が多い場合や借金に関係している場合 ・複数の専門職等関係団体からの支援が必要

◆ 2 相談の方法

- ① 電話相談
- ② 窓口相談
- ③ オンライン相談
- ④ 自宅、施設等への訪問相談

◆ 3 ケース検討会議への参加

チームによる支援が必要な場合、一般的事例の場合は市町が、困難事例等の場合は中核機関が担当し、必要に応じて、地域ケア会議等のケース検討会議に参加して支援の検討を行

います。後見開始後もチームが継続的に見守りを行った上でモニタリングを行い、本人の状況の変化に応じて再度支援方針の検討・専門的判断を行う等、切れ目のない支援を行います。

◆ 4 相談支援の継続

市町と中核機関は、相談時やケース検討会議において、専門的視点から成年後見制度の利用に至らないと判断された場合でも、本人の状況の変化についてチームからの情報提供や定期的な確認を行い、継続的な支援を行います。

◆ 5 保佐・補助及び任意後見の利用促進

中核機関は、一次相談窓口と連携しながら、早期の段階から、保佐・補助類型や任意後見といった選択肢を含め、成年後見制度の利用について、住民が身近な地域で相談できるよう相談体制の整備を目指します。

施策 4 担い手育成

今後、後見制度を必要とする需要が高まり、後見人の担い手不足が予測される中、どこに住んでいても、誰もが制度を利用できるよう、家庭裁判所や県、社会福祉協議会、市町成年後見センター等の関係機関と連携しながら、市民後見人や法人後見、親族後見人の担い手育成や支援に努めていきます。

◆ 1 市民後見人の研修・育成

社会貢献の意欲が高い住民が、成年後見制度の新たな担い手として活躍できるように市民後見人養成講座を開催します。養成講座の受講後は、定期的なフォローアップ研修の実施や、後見業務に必要な知識や技能を継続して向上できるように、市町社会福祉協議会が行っている法人後見業務の法人後見支援員や日常生活自立支援事業の支援員など、活躍できる体制づくりに取り組みます。

将来的には、市民後見人バンクを設置するなど、後見人の候補者として家庭裁判所に推薦できる体制づくりを目指します。

◆ 2 法人後見の担い手育成

後見等の継続的・安定的な体制整備に向けて、日常生活自立支援事業を行なう社会福祉協議会をはじめ介護や障がい分野の社会福祉法人等を主要な候補者として、法人後見の担い手育成に努めます。

◆ 3 親族後見人等への支援

親族後見人や任意後見人等に対し、日常的な相談や制度に対する情報提供、研修会の開催などにより、孤立や不安を解消し、誰もが後見人になれることを啓発し、安心して後見等の業務に取り組めるよう支援し、後見人の育成に繋がります。

施策 5 成年後見制度利用支援事業の活用

身寄りがなく、また経済的な事由があっても、必要な人が後見制度を利用できるよう、成年後見制度利用支援事業の周知に努めます。

どこに住んでいても、誰もが同じ条件で成年後見制度を利用できるよう、圏域内の運用基準の統一を図ります。

◆ 1 首長申立による支援

成年後見制度の必要な人に対して、支援を行っても本人申立が難しく、身寄りがなく、または親族等の協力が得られないなど、権利擁護の観点から首長申立が必要と判断した場合には、関係機関等と連携して首長が後見開始等の申立を行います。

首長申立に至る基準を明確にし、適切に判断し迅速な事務処理を行えるようスキルアップを図り、どこに住んでいても誰もが本事業を利用できるよう努めます。

◆ 2 費用助成による支援

低所得者や生活保護受給者など、申立経費や後見人等の報酬を負担することが困難な場合には、市町において、申立費用や後見人等報酬の費用助成を行います。

費用助成の運用基準については、支援対象者の範囲を、首長申立に限らず、本人申立や親族申立等の場合や、後見類型に限らず、保佐・補助類型についても対象とします。

基本方針 2

『本人がメリットを実感できるしくみ』

- 利用者に寄り添った運用を目指します。
- 後見人による財産管理だけでなく、認知症や精神上的の障がい等がある本人の意思を尊重し、意思決定支援や身上保護の側面を重視した権利擁護の支援に努め、本人がメリットを実感できる制度・運用を目指します。

施策 6 申立支援

中核機関は、本人にふさわしい後見人候補者の推薦や後見人への継続的な支援ができるよう、日頃から専門職団体や家庭裁判所との連携体制を構築します。

◆ 1 相談・手続支援

本人や家族、親族、支援者等からの申立に係る相談について助言を行い、また専門職団体の協力を得られるよう支援します。さらに当該親族等が後見人になった後も継続的に支援できる体制を整えます。

成年後見制度の必要な人が、スムーズに制度を利用できるよう、申立相談や申立に必要な書類作成の助言などを行い支援します。

◆ 2 受任者調整

本人にふさわしい後見人が選任されるよう、中核機関において、対象者の法律的、福祉的な課題の有無を整理した上で、適正運営委員会で選定された専門職団体に候補者推薦を依頼します。

また、本人の状況等により、必要に応じてチームによる支援体制を検討します。

受任者調整に係るノウハウを蓄積しながら、段階的に、首長申立以外にも相談を受けた場合には受任者調整できる体制を目指します。

中核機関では、法人後見受任は行いませんが、受任者を選ぶ際の指針となる法人後見受任ガイドラインを策定し、これに基づき適正運営委員会で審査します。

また、後見人が選任された後も、本人との関係がうまくいかない場合や他の支援体制への切替えが望ましいと考えられる場合には、本人の権利擁護を図るためにも新たな後見人候補者を推薦するなど、家庭裁判所との連絡調整を行います。

◆ 3 日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行

社会福祉協議会が行なう日常生活自立支援事業は、判断能力が十分でない人に福祉サービスの利用手続や金銭管理の支援を行うサービスです。

日常生活自立支援事業の利用者のうち、成年後見制度への転換が望ましいケースについては、関係機関と連携して、制度の利用が円滑に移行されるよう相談支援を行います。

施策 7

後見人支援

本人の意思を尊重し、その心情に配慮して後見人の業務が行われるよう支援を行います。

後見人が本人に代理して法律行為をする場合にも、できる限り本人の意思を尊重し、法律行為の内容に反映できているかを確認します。

国が策定した「意思決定ガイドライン」を後見人や関係者間で共有し、各生活場面での活用促進に努めます。

◆ 1 チームによる見守り・支援

後見人と本人に身近な親族、医療・保健・福祉・地域の関係者等がチームとして日常的に本人を見守り、本人の状況を継続的に把握し適切に対応する体制づくりに努めます。

専門的知見が必要な場合には、法律・福祉の専門職団体に協力が得られる仕組みとして、相談やケース検討会議への参加、中核機関の適正運営委員会で個別支援事例検討を行い、本人の意思を尊重した後見活動が円滑に行われるよう支援します。

◆ 2 親族後見人等の支援

親族後見人や任意後見人、市民後見人等が後見業務で孤立することがないように、日常的に相談できる体制を整えます。

また、家庭裁判所へ提出する報告書等を作成する際に、書類の作成方法について支援を行います。

◆ 3 後見人のつどいの開催

親族、専門職、法人の属性に関係なく、後見人等が参加できる「後見人のつどい」を開催します。

後見活動の悩みや不安を、後見人同士で語り合ったり、専門家の助言を受けることで不安の解消を図り、よりよい後見活動に繋げていきます。

基本指針 3	『 安心して利用できるしくみ 』
---------------	-------------------------

○ 不正防止を徹底し、安心して成年後見制度を利用できる環境を整えます。

施策 8	不正防止
-------------	-------------

後見人の活動が適正に行なわれるよう、中核機関で相談や助言等を行います。

また、家族や後見人、チームのメンバーを対象に成年後見制度について理解を深める研修会を開催し、不正の未然防止に努めます。

成年後見人等の不適切な行為が確認された場合は、家庭裁判所などの関係機関と連携し迅速に取り組みます。

◆ 1 チームによる見守り・発見

後見制度における不正事案は、親族後見人等の理解不足・知識不足から生じるケースが多いため、地域連携ネットワークやチームで見守ることで、不正を防止し、また意図せず不適切な後見活動を行ってしまうことを未然に防ぐ効果が期待できます。

仮に、成年後見人等の不適切な行為がチームでの見守り等で把握された場合や、情報提供があった場合は、必要に応じて専門職団体や家庭裁判所等と連携して適切に対応します。

第5章 施策の評価指標及び評価方法

◆ 1 評価指標

施策		評価指標の内容
1	権利擁護支援の 地域連携ネットワークづくり	連携協議会開催
2	普及啓発	パンフレット配布先・配布数
		研修開催回数
3	相談体制の整備	窓口相談件数 (中核機関)
		訪問相談件数 (中核機関)
		ケース検討会議参加件数 (中核機関)
		専門職団体への相談件数 (中核機関)
4	担い手育成	市民後見人養成講座及びフォローアップ講座の 開催
		市民後見人養成人数
		法人後見実施機関の育成・支援(件数)
5	成年後見制度利用支援事業の 活用	首長申立件数
		首長費用助成件数
6	申立支援	適正運営委員会の開催回数
		受任者調整件数
		家庭裁判所との連携(件数)
7	後見人支援	後見人のつどいの開催回数
8	不正防止	チームの見守りによる早期発見・未然防止(件数)

◆ 2 評価及び進行管理

評価方法は、評価指標に基づき、医療・保健・福祉・法律の専門職団体や関係団体が参加する連携協議会へ毎年報告し、実施状況や課題等について確認評価し、今後の取組について協議します。必要に応じて、本計画の見直し等を行います。

資料編

計画の策定体制と経過

本計画は、令和元年度から、圏域市町の高齢者福祉・障がい者福祉の担当課職員による検討会や、学識経験者や法律の専門職の代表者が参加する協議会において、計画立案に向けて、先進事例の研究や取組内容等について協議を重ねてきました。令和2年度には、成年後見制度利用促進体制整備連携協議会を立ち上げ、学識経験者や司法・医療・高齢者福祉・障がい福祉・地域福祉分野、市町の代表者が委員として、家庭裁判所や県にはオブザーバーとして、意見や助言をいただきながら策定しました。

(令和3年9月)

日時	会議名	内容
R1.5.31	第1回 検討会	<ul style="list-style-type: none"> ・講義「成年後見制度利用促進体制の現状と課題」 (福井県立大学 准教授 山口理恵子) ・参加市町の成年後見にかかる現状と課題
R1.9.24	第2回 検討会	<ul style="list-style-type: none"> ・先進地視察(高岡市)の報告 ・中核機関の必要性と広域連携の意義 ・連携協議会立ち上げと参加意向確認の説明
R1.11.26	第1回 協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・各市町が必要と思う取組と中核機関に求めるもの ・各専門職団体ができること
R2.1.16	第2回 協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・各市町が作りたい地域連携ネットワーク及び中核機関の発表と意見交換
R2.2.13	第3回 協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・連携市町でつくる地域連携ネットワーク及び広域中核機関のモデル案の共有
R2.3.23	広域中核機関参加意向確認票提出	<p>【参加】 福井市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市永平寺町、池田町、南越前町、越前町</p> <p>【不参加】 坂井市</p>
R2.4.21	第4回 担当者会議 (書面会議)	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度に関する調査
R2.7.8	第5回 担当者会議	<ul style="list-style-type: none"> ・先進地視察(尾張北部権利擁護支援センター)の報告 ・成年後見制度に関する調査の報告と課題 ・広域中核機関の機能
R2.8.4	第1回 連携協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・基調講演「成年後見制度の重要性及び 広域中核機関の役割等について」 (尾張北部権利擁護支援センター長 山中和彦) ・広域中核機関の機能
R2.10.1	第6回 担当者会議	<ul style="list-style-type: none"> ・広域中核機関の機能 ・広域中核機関の委託先 ・基本計画(骨子案)

日時	会議名	内容
R2.10.28	第7回 担当国会議 (オンライン会議)	<ul style="list-style-type: none"> ・広域中核機関の機能 ・広域中核機関の委託先 ・成年後見制度利用支援事業の基準統一 ・市町費用負担の考え方 ・当事者及び家族の声の把握
R2.11.20	第8回 担当国会議 (オンライン会議)	<ul style="list-style-type: none"> ・広域中核機関の機能 ・広域中核機関の委託先 ・地域連携ネットワークのあり方
R2.12.22	第2回 連携協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・広域中核機関の機能 ・広域中核機関の運営方法 ・地域連携ネットワークのあり方 ・基本計画(骨子案)
R3.1.20	第9回 担当国会議 (オンライン会議)	<ul style="list-style-type: none"> ・基本計画(案) ・市町費用負担の考え方 ・令和3年度スケジュールとワーキンググループ制
R3.2.16	第3回 連携協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・基本計画(案)
R3.3.26	課長級・担当国会議 (オンライン会議)	<ul style="list-style-type: none"> ・市町費用負担の考え方 ・広域中核機関参加最終意向確認
R3.5	広域中核機関最終参加 意向確認票提出	<p>【参加】 福井市、勝山市、鯖江市、永平寺町、池田町、南越前町、越前町</p> <p>【不参加】大野市、あわら市、越前市</p>
R3.6.1	第11回 担当国会議 (オンライン会議)	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度スケジュールとワーキンググループ制
R3.8.6	第12回 担当国会議 (オンライン会議)	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度利用促進基本計画 ・中核機関に係る市町間協定等 ・相談体制ワーキンググループの途中経過 ・協議会体制ワーキンググループの途中経過
R3.9.29	第4回 連携協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度利用促進体制整備事業への参加市町の最終結果報告 ・成年後見制度利用促進基本計画の策定 ・ワーキンググループの協議結果報告

検討会:ふくい嶺北連携中枢都市圏ビジョン成年後見制度利用促進事業連携検討会
協議会:ふくい嶺北連携中枢都市圏ビジョン成年後見制度利用促進事業連携協議会

成年後見制度利用促進体制整備連携協議会 設置要綱

(目的)

第1条 嶺北圏域の市町では、ふくい嶺北連携中枢ビジョンに基づき、認知症高齢者や知的障がい者をはじめとする判断能力が十分でない(認知症、知的障がいその他の精神上的障がいのある)人たちが、必要に応じて成年後見制度を適切に利用できるよう、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築や広域中核機関の計画的、段階的な整備について協議するため、「成年後見制度利用促進体制整備連携協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について検討等を行う。

- (1) 広域中核機関事業計画の策定に関すること
- (2) 広域中核機関設置に関すること
- (3) その他、必要な事項に関すること

(委員構成)

第3条 協議会は、委員35名以内をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福井弁護士会から推薦されたもの
- (3) 福井県司法書士会から推薦されたもの
- (4) 成年後見センター・リーガルサポート福井県支部から推薦されたもの
- (5) 福井県社会福祉士会から推薦されたもの
- (6) 福井県医師会から推薦されたもの
- (7) 福井県地域包括・在宅介護支援センター協議会から推薦されたもの
- (8) 嶺北認知症疾患医療センターから推薦されたもの
- (9) 福井県介護支援専門員協会から推薦されたもの
- (10) 福井県相談支援専門員協会から推薦されたもの
- (11) 障害福祉サービス事業者から推薦されたもの
- (12) 福井県社会福祉協議会
- (13) 構成市町社会福祉協議会代表(5地区)
- (14) 構成市町担当課所属長

(委員の任期)

第4条 委員の任期は令和4年3月31日までとする。また、補欠就任した委員の任期は前任者の残任期間とする。

(組織)

第5条 協議会には、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 副委員長は、委員の中から委員長が指名する。
- 4 委員長は、会務を総括し、協議会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 協議会で必要であると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、構成市町の担当者において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月8日から施行する。

成年後見制度利用促進体制整備連携協議会 委員名簿（敬称略）

（令和3年9月）

分野	所属	役職	氏名
学識 経験者	福井県立大学 (看護福祉学部社会福祉学科)	准教授	山口 理恵子
司法福祉	福井弁護士会	福井弁護士会高齢者・障がい者の権利に関する 委員会副委員長・同委員会後見制度利用促進部会長	服部 宏和
	福井県司法書士会	会 員	中尾 亨
	成年後見センター・リーガル サポート福井県支部（司法書士）	支部長	稲田 眞紀
	福井県社会福祉士会	会 長	竹澤 賢樹
医 療	福井県医師会	理 事	伊部 晃裕
高齢者 福祉	福井県地域包括・ 在宅介護支援センター協議会	副会長	滝波 正興
	嶺北認知症疾患医療センター	連携担当者看護師	安江 恭代
	福井県介護支援専門員協会	ケアプランター九頭竜管理者	斎藤 弘美
障がい者 福祉	福井県相談支援専門員協会	坂井地区障がい者基幹相談 支援センター相談員	弓取 寛
	障害福祉サービス事業者	指定障害者支援施設ライト ワークセンター施設長	堀 浩二
地域福祉	福井県社会福祉協議会	事務局次長 兼地域福祉課長	廣部 喜寛
	福井市社会福祉協議会	地域福祉課長	杉本 真
	勝山市社会福祉協議会	事務局長補佐	長谷川 美貴
	鯖江市社会福祉協議会	事務局次長	福田 義和
	永平寺町社会福祉協議会	地域福祉推進課長	伊藤 和子
	池田町社会福祉協議会	事務局長	廣田 和美
	越前町社会福祉協議会	事務局長	佐々木 靖郎
行 政	福井市	地域包括ケア推進課長	横山 勇治
	勝山市	健康長寿課長	櫻井 陽子
	鯖江市	長寿福祉課長	掃部 恭代
	永平寺町	福祉保健課長	木村 勇樹
	池田町	保健福祉課長	有馬 幸代
	南越前町	保健福祉課長	山岸 健
	越前町	地域包括支援センター長	吉田 直子

任期:令和2年8月4日～令和4年3月31日

成年後見制度利用促進体制整備連携協議会 オブザーバー名簿（敬称略）

分野	所属		役職	氏名
司法	福井地方・家庭裁判所		首席書記官	齊藤 智昭
			主任書記官	藤井 卓也
司法福祉	福井県社会福祉士会 成年後見サポートセンターぱあとなあ福井		運営委員 (コーディネーター)	近藤 俊英
	コスモス成年後見サポートセンター福井県支部（行政書士）		支部長	小川 真紀
行政	福井県	長寿福祉課	総括主任	津田 和典
			主事	廣田 桃子
		地域福祉課	企画主査	島田 昌直
		障がい福祉課	主任	嶋川 久誉

成年後見制度に関する調査結果(事業所向け)について (一部抜粋)

令和2年5月調査実施

項目	内容
現 状	<ul style="list-style-type: none"> ・制度があることすら知らない人が多い。制度があまり認知されていない ・制度が住民に浸透しておらず、誰にでも分かるような周知活動が必要 ・後見制度の説明がしにくい ・担い手、保護者の高齢化 ・高齢者の増加に伴い、今後、親族等による後見の困難な人の増加が見込まれる ・認知機能が低下してきた親と障がいのある子どもが暮らす世帯の相談が増えており、他機関が連携しての支援が必要 ・自立型のケアハウスでも入居申し込み者の独居率は多く、申込時の年齢も年々上がり、自分で判断し生活できる期間も短くなっている
希望する 内容	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口の場所 ・具体的な事例 ・制度の概要やメリット ・できることとできないこと ・手続きにかかる時間 ・後見人、保佐人、補助人の役割の明確化 ・施設向けの後見人制度の案内
広 報 表現方法	<ul style="list-style-type: none"> ・分かりやすい表現
手 段	<ul style="list-style-type: none"> ・メディア、パンフレット
場 所	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険申請時に成年後見について説明
意見等	<ul style="list-style-type: none"> ・独居や高齢者世帯が増えており、一般の方にもっと成年後見制度を周知したほうが良い ・介護する若い世代への周知など将来を見据えた対応が必要 ・敷居が高く難しく感じる。気軽に制度が利用できるようになってほしい ・任意後見や法定後見について事業所側からも積極的に紹介していく姿勢と、地域資源がつながる仕組み作りが必要 ・市民後見人を育成することも、有効な周知活動 ・市のサービスと後見制度の違いが分かりにくく、必要性が伝わりにくい ・相談を受ける立場である以上、個人的に学習が必要 ・地域に対して制度がどのようなものか理解できると、地域見守り、支援につながる ・民生委員や包括支援センターの関りがますます重要になる ・今後も身寄りがいない高齢者が増え続けると、ますます地域包括支援センターの負担が強くなるため、制度に至る前のセーフティネットの制度の選択肢を検討する必要がある

研 修	現 状	<ul style="list-style-type: none"> ・介護支援専門員も法的な知識を知っておかないと支援が難しい ・他者に説明できるようにはなかなか至らない
	希望する 内容	<ul style="list-style-type: none"> ・市の成年後見取り組みの現状 ・成年後見制度利用支援事業の予算、その内容、実績等 ・任意後見制度の普及 ・研修会や勉強会、講師派遣等に関する情報 ・後見人に依頼している他施設の事例
	実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ・一般市民への講習会 ・福祉従事者向けの具体的な勉強会 ・保護者(家族向け)の研修会 ・周知目的用の研修、実務レベル、実ケースの問題点や課題を切り分け趣旨の違いによる研修の実施 ・認知症の説明と合わせた公民館学校等 ・定期的な講習の機会、勉強会や講演会の回数を増やしてほしい ・自立支援協議会やケアマネ協会などの団体での研修 ・市民後見の研修後のスキルアップ研修が最近ない。毎年受けてたい
	意見等	<ul style="list-style-type: none"> ・施設内でも成年後見人の育成が必要と感じている ・誰でも参加できる、気軽に学べる場所があるといい ・利用者向けの説明会の重要性を感じる ・そうなる前からもっと一般的に自身も必要だと感じられる教育システム
相 談	現 状	<ul style="list-style-type: none"> ・現時点で相談を受けたことがない ・相談するタイミングが難しい
	希望する 内容	<ul style="list-style-type: none"> ・身近に相談できる窓口 ・身近な所での相談体制強化 ・相談員が気軽に相談できる窓口 ・ワンストップサービス ・包括的な相談支援体制 ・統一した窓口で相談や検討、申し立て支援 ・近い将来は成年後見人制度が必要になってくる方を段階的な相談 ・地域包括支援センター相談業務の強化 ・ネグレクト事例の対処 ・支援者も相談できる窓口 (後見人に対する苦情相談や中立的な立場で解決を支援する機関の設置) ・フォローアップがされる体制づくり
	意見等	<ul style="list-style-type: none"> ・どこに相談したらよいか窓口を各市町で明確にしてほしい ・市民も支援者も相談しやすい体制づくりが必要 ・中核機関の相談窓口と連携を図り、情報提供することで、スムーズに制度利用が出来るよ ・明確な相談機関を設置する必要があるが、どの機関に相談が入ってもある程度の対応ができる体制の確保等、相談の間口を広げる必要がある

相 談	意見等	<ul style="list-style-type: none"> ・ご本人、家族の気持ちを聞きながら進めていきたい ・身寄りがないため、早期に相談することで今後の見立てができるような機関があると支援がしやすい ・家族間で意見の相違や、直接の相談に結びつくまでに時間を要する ・制度利用の必要性が見込まれた際に、具体的な制度説明を丁寧に行える体制作りが今後のポイント ・認知機能が低下してきた親と障がいのある子どもが暮らす世帯の相談が増えてきており、一つの機関だけでなく、他機関と連携した支援が必要 ・気付かない所で権利侵害になっているのではないかと思うことがある ・施設での相談は利益相反になりかねず、市町が中心となって進めるべき
	対応した支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・必要書類作成の助言 ・リーガルサポートや法テラスの活用 ・裁判所へ本人と同行し、申立の相談や手順等の確認、申立のサポート ・裁判所・法務局等へ家族と同行し書類・申請書等の確認、後見推薦人の依頼、Drに本人情報シートを提出し診断書を依頼、家族に代わり申請書を裁判所に提出
制度 利用促進	現 状	<ul style="list-style-type: none"> ・申請の複雑さや高額な費用 ・書類作成などに手間がかかり、戻込みする本人や親族が多い ・成年後見制度は、財産を所持している高齢者への支援イメージがある ・制度の利用者数の伸びが低い ・親族が後見人に選任されにくい ・本人の意思がより尊重されやすい補助・任意後見の利用率が低い ・相談しても対応が遅く、待っている間に状況が変わってしまう ・施設入所や住居確保時の保証人の問題が多く、申立手続には時間を要し、その間は支援が滞ってしまう ・町単位では、専門職の財源不足の問題あり ・制度を利用した方が良いのではないかと、こちらが気づいて対応したケースが多い ・本人や家族の拒否や金銭的に申立費用や報酬が払えない問題がある
	希望する 内容	<ul style="list-style-type: none"> ・制度利用の簡易化 ・手続きに要する期間の短縮 ・鑑定に関しても時間がかかった ・家族の理解度に応じて、慎重に進めてほしい ・取り消しが困難なため、家族が新たに制限されるデメリットや、今後必要となる費用等をきちんと伝える必要がある ・当事者の不利益にならない後見人の選任が必要。本人が納得できて、その選任に本人が関われる事が必要 ・後見人になる人がいなくて苦勞。後見人となれる人を増やしてほしい ・申請手続き、提出資料作成が煩雑。相談だけでなく、同行、資料作成まで申請手続きをサポートする機関があると助かる

制度 利用促進		<ul style="list-style-type: none"> ・無料で受けられる仕組み ・本当に申請が必要な方への経済的支援が手厚くなるといい ・財産の少ない人でも、報酬を確保する基金 ・身寄りのない方の申立支援の補助をしてくれる人がいるとありがたい
	意見等	<ul style="list-style-type: none"> ・第三者に繋げる幅が広がるよう弁護士等との関係構築を図っていきたい。 ・担い手の数は足りているか ・民生委員や包括支援センターの関りがますます重要になる ・必要な方にスムーズに成年後見制度を利用できるようにしてほしい ・介護サービス利用契約の支援などを中心に、成年後見の担い手の確保と迅速な手続きと制度の開始が重要 ・身寄りがいない入院患者で緊急性の場合、後見人が早くつくように対応してほしい ・病院の担当者が、身近な施設に後見人候補の紹介や手続きのサポートがあると申し立てのハードルが下がる ・入居要件として「成年後見制度」の活用を推進していきたい ・世帯の貧困化等で、制度活用が困難なケースが多く、救われる制度に改正してほしい
	首長申立 報酬助成	<ul style="list-style-type: none"> ・首長申し立てがもう少し柔軟に行ってほしい ・市町長申立すべきタイミングなど基準が曖昧で、判断に迷う ・一度助成すると半永久的なため、申立を躊躇する要因ではないか ・虐待など困難なケースについて、速やかな首長申立を望む ・長期入院者の高齢で身寄りのない方がいる。金銭管理、入院、治療の同意など親族の代わりに行ってもらう後見人、保佐人などの開始審判申立を行政にお願いすることが多くなっている ・安心安全な生活維持のため、首長申立や成年後見制度利用支援事業の対象拡大が重要 ・手続費用が高く申請を断念しているケースが多い。市役所等で無償で手続代行等を行う制度確立を要望
市民 後見人	<ul style="list-style-type: none"> ・市民後見で研修を受けた方がもっと役割を果たせるしくみが必要 ・市民後見は、法的職業の経験がないと、担うのが難しく、普及していかないのではないか ・市町村長申立に対する需要が高まり、財源や人員に限界があるため、市民後見人等の普及が必要 ・申立書類作成段階から依頼できる人探しが大変。法人後見や市民後見人養成等がもう少し進むとよい ・親族以外のなり手がおらず、今後、法人後見、市民後見等の促進が必要 ・長期入院者の中には家族と疎遠の方が多いため、首長申立に対する理解が深まるといい ・介護サービス利用契約の支援など、後見担い手の確保と迅速な手続きや制度開始が重要になっていく。市町による市民後見人の育成や、任意後見 	

		制度の推進などが必要
後見人支援	現 状	<ul style="list-style-type: none"> ・財産管理ばかりを重視し、本人の意思決定支援や生活支援への理解が得られない ・職責後見人でさえ施設任せになっていて負担を感じる ・身寄りのいない後見人に対して、家族に近い対応を求めがちになる(施設) ・医療・福祉支援者と協働する姿勢に欠け、連携・協力が得られにくい事例がある。退院支援や福祉サービスの利用が制限され、結果的に本人の不利益となっている。支援者から裁判所へ相談する事も敷居が高いのが現状で施設職員や本人との関わりも薄いと感じる ・医療や福祉の現場では後見人の役割が特に身上監護中心の場合あいまいで「なんでもしてくれる人」的な役割を勝手に期待され様々な要求を受ける ・様々な制度の利用により雑務的な手続きの支援が多く、社会福祉士は弁護士に比べ相談のハードルが低く頻繁な呼び出し、その割に報酬は安く、被後見人の理解は得にくく、事務手続きは煩雑で、話が進まない事は度々ある ・後見人によって対応がまちまちで、等施設としては不安 ・入院や医療行為の同意(延命措置等)の判断が出来ないケースが増えており、対応を何処かが明確に出来るとよい ・延命治療など医療行為の同意権限が無い場合、入所者が意思表示できない場合、治療方針の判断が困難 ・医療行為(手術等)の同意は後見制度で対応できる範囲ではないが、現場では誰に判断してもらうか苦慮している
	意見等	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見の支援過程で起こるトラブルの適切な相談助言を専門に行う機関が必要 ・後見人になった場合、近隣住人への挨拶や大事なことは後見人に知らせてもらう依頼など、認知症高齢者の近隣トラブル回避の働きかけをお願いしたい ・ケアマネとして、制度の説明を本人、親族に理解してもらうには、専門職の力が必要だと感じる。ケアマネとして状況を聞いたり連絡を取るのに労力も要するが、後見人がつくことで利用者の支援をスムーズに進められるため、今後も対象者には専門職と連携して対応していく ・決定された後見人の対応に差があり、本人に対する後見人の理解や支援が低いために、本人に関する環境が改善しないケースがある。後見人の活動について相談や対応できる仕組みや窓口ができるといい ・月々・年間の報告など施設側の負担も大きい為、親族であろうと後見業務を滞りなくできる方を選任するしくみをお願いしたい。親族に相談しても申立費用が高いため、後見人をたてずに自分でするというようになってしまう ・報告、請求などのペーパーレス化
不正防止	意見等	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見人が被後見人の財産を不正使用した際の保証や解決への支援、安心して使用できるようにしてほしい

成年後見制度に関する調査結果(当事者・家族会)について(一部抜粋)

令和2年10月～11月調査実施

項目		内容
広 報	現状	<ul style="list-style-type: none"> ・制度の認知度が低く、まだまだ知らない人が多い ・マイナスのイメージが強い
	希望する内容	<ul style="list-style-type: none"> ・相談場所 ・費用や手続 ・後見人ができることとできないこと ・メリットとデメリット ・手続のタイミング ・制度を利用して良かった、助かったという事例 ・成年後見制度と日常生活自立支援事業との比較
	手段	<ul style="list-style-type: none"> ・パンフレット、動画、ポスター、ちらし、市政広報、雑誌や新聞の広告欄、テレビ・ラジオのCM等
	表現方法	<ul style="list-style-type: none"> ・分かりやすい言葉、漫画やイラスト、DVD など視覚的なもの
	場所	<ul style="list-style-type: none"> ・役所の他に、身近な公民館や金融機関等
	意見等	<ul style="list-style-type: none"> ・周知不足、広報をもっとしっかりしてほしい ・独居の認知症の人へは周囲の人からの声が必要 ・卒業時や20歳の時など節目、節目のお知らせがあるとよい
	研 修	現状
	希望する内容	<ul style="list-style-type: none"> ・後見人の仕事の内容(日常、週、月、年) ・後見を実施している当事者団体の話 ・法人後見について ・後見人が起こした事故やトラブルの解決事例、後見人支援の現状
	意見等	<ul style="list-style-type: none"> ・将来、必要となる療育手帳を持つ家庭等への講座あるといい
相 談	現状	<ul style="list-style-type: none"> ・どこに相談すればいいのか分からない ・制度利用が必要かの見極めが難しく、相談するタイミングが分からない ・支援センターで、全ての手続を代行してくれると思っている
	意見等	<ul style="list-style-type: none"> ・気軽に相談できる窓口を作ってほしい ・当事者に近い目線での相談や、きめ細かく相談を受けてもらいたい ・福祉の中で相談できる場があるとよい ・ケアマネや相談員が知っていると感じやすい ・専門機関を作って専門家に相談できるのはよい ・公民館等で出前相談があると助かる
制度 利用促進	現状	<ul style="list-style-type: none"> ・制度が分かりにくい、難しい ・高齢のため内容がよく分からない ・家庭裁判所に馴染みがなく敷居が高い ・費用が高くて利用できない ・書類が多く手続が複雑

制度 利用促進	現状	<ul style="list-style-type: none"> ・手続に入る時期・タイミングが難しい ・いったん制度を利用すると自由にやめることができない ・制度の詳しい説明をすると、求めているものとは違う場合がある
	意見等	<ul style="list-style-type: none"> ・第三者に通帳を預けるのが不安 ・費用が高くて、利用を続けるのが不安 ・お金がないと後見制度が利用できない仕組みは困る ・家族間の話し合いがまずはじめ ・本人や家族と信頼関係を結んだ人の存在が不可欠 ・後見人は家族を選びたい、障がいや個人を理解した人を選びたい ・市民後見人の育成が大切で、実習先の確保も必要 ・利用促進した方が良い理由や必要性、方法等を明確にすることが大切 ・後見の担い手の数が足りているか、現状を見てから促進するのがよい ・本人の意思決定支援の仕組みづくりが必要 ・後見人への報酬について公的支援が必要 ・制度が必要な人たちへの接点の場を作ってほしい ・お金、財産の管理だけでなく、生活全般についてフォローしてほしい
後見人支援	意見等	<ul style="list-style-type: none"> ・情報交換の場があるとよい ・信用・信頼できる体制作りが必要 ・民生委員と連携し困難な方を発見し制度に繋げていく体制づくりが必要 ・後見人は本人をよく知る家族やケアマネの人達と協力してやってほしい ・後見人選任後も、本人の権利擁護を守る意識を市や各支援機関で持ち続けてほしい ・チームでの対応は、それぞれがいい加減になる可能性はないのか ・誤解や行き違いがないよう、もっと障がいの人に近付いてほしい
不正防止	意見等	<ul style="list-style-type: none"> ・きちんと監督してほしい、監督する仕組みが必要 ・法人後見であれば大丈夫ではないか
金銭管理	現状	<ul style="list-style-type: none"> ・金融機関で後見人の必要性にはじめて気付く場合がある ・家族にお金の使い道を監視されている感じがする ・自分のお金が自由に使えなくなる、通帳を取り上げられると勘違いする ・お金を出してまで、第三者による金銭管理は必要ないと思う人がいる ・親や兄弟が親族後見を行うと関係性が悪くなる場合がある ・日常生活全般に見守りや声かけ、助言が必要 ・お金を無計画に使ってしまう ・親亡き後のお金の管理が心配
家族の思い	現状	<ul style="list-style-type: none"> ・後見人は家族に頼みたい ・親が後見人になりたいが、家裁が親以外にする不安がある ・1人残す不安を、少しでも軽減させたい ・子供のためにお金を残しても、不安が解消されることはない

成年後見制度に関する調査結果(専門職団体)について (一部抜粋)

令和2年10月～11月実施

団体名	県内嶺北圏域における会員数	成年後見等受任者の登録人数	受任状況 [家裁からの通知(R1.12.31 時点)]
福井弁護士会	108人	70人	171人 (後見 115 保佐 48 補助 8)
成年後見センター・リーガルサポート福井県支部(司法書士)	100人	44人	95人 (後見 57 保佐 34 補助 4)
福井県社会福祉士会 成年後見サポートセンターぱあとなあ福井	76人	76人	190人 (後見 137 保佐 47 補助 6)
コスモス成年後見サポートセンター福井県支部(行政書士)	20人	20人	6人 (後見 3 保佐 1 補助 2)
北陸税理士会	307人	14人(把握分)	3人
社会保険労務士会	173人	12人	-
精神保健福祉士協会	100人	0人	-

項目	選択肢	内容・回答者
団体として受任の余力について	「ある」	福井弁護士会(弁護士会)、コスモス成年後見サポートセンター(以下「コスモス」)(20件)、北陸税理士会(5～10件)
	「ない」	ぱあとなあ福井(以下「ぱあとなあ」)、社会保険労務士会(社労士会)、福井県精神保健福祉士協会(精神保福士協会)
	「どちらとも言えない」	成年後見センター・リーガルサポート (以下「リーガル」)
受任しにくいケースについて	成年後見申立費用を工面するのが困難	弁護士会、リーガル、ぱあとなあ
	本人の財産が少なく後見人の報酬支払いが困難	弁護士会、リーガル、ぱあとなあ、北陸税理士会
	本人が成年後見制度の利用を拒否した	弁護士会、ぱあとなあ、コスモス
	申立人(親族)の協力が得られない	リーガル、ぱあとなあ、コスモス
	資料収集が困難である	ぱあとなあ
	利益相反の可能性がある	ぱあとなあ
	その他の支障がある	○後見等業務を行うにあたり、本人との信頼関係が築けそうにない (リーガル) ○行政を含めた関係機関の支援が得られない ・ 本人に浪費、反社会的行為など問題行動が多い ・ 後見人がついた後、関係機関が関わりをやめてしまった

	・ 後々の親族間のトラブル等が予想される (コスモス)
	内容・回答者
後見人等受任にあたり今後想定される課題について	<p>○無報酬案件、低額報酬案件について、成年後見利用支援事業等によって、いかに国・県・市町から、後見等報酬について、財政的支援を受けられるかが課題と考えている (弁護士会)</p> <p>○最近の傾向として本人の行動に問題があるような困難ケースが増えてきており、後見人等だけで解決できない場合が今後更に多くなると思う (後見制度を利用すれば解決できる訳ではない) (リーガル)</p> <p>○後見人として、または本来後見人の判断すべきでないことの判断を迫られたときに、即座に判断ができるか(医療同意、本人の死亡時の対応など)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 夜間対応などの問題(法人後見の場合) ・ 本人と後見人とのマッチングの方法 (受任前にどの程度本人の情報を後見人候補者に提示できるのか) ・ 高齢者世帯、8050問題、身寄りやお金のない人が今後増えることが予想される。それに対応できる後見制度利用事業の拡充をお願いしたい ・ セルフネグレクト、親族関係や、支援者関係の困難事例が多くなるため、行政間の連携、関係機関の連携がより必要となってくる (ぱあとなあ) <p>○成年後見人の不足(成年被後見人の急増) 市町村長申立の大幅な増加 連携(ネットワーク)の各団体や機関での温度差 (コスモス)</p> <p>○受任にあたり、いろいろな負担があるので、司法書士、弁護士、税理士、各専門を活かせる仕組みが必要 (北陸税理士会)</p> <p>○障がいの状態が変化する精神障がい者に対して、判断能力に揺らぎがあるため、人権が守られるよう注意が必要 (精神保福士協会)</p>
成年後見業務に係る団体の取組内容について	<p>○成年後見に特化したものとしては、年に1回程度、成年後見業務に係る基礎研修(後見人名簿搭載要件研修)を行っている</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 年に数回不定期で家庭裁判所との非公式協議会の場を持っている ・ 本年8月から、福井信用金庫と当会で成年後見取次サービスを開始した ・ 2018年度には、家庭裁判所と当会の事例検討会を一度開催した (弁護士会) <p>○相談会は、予約制で毎週水曜日午後面談可能。別途電話で受付けたケースをリーガル会員に持ち回りで紹介</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 敬老の日前後に無料相談会(面談・電話)を開催 ・ 会員向け研修会は家裁へ後見人等候補者の名簿を提出しており、この名簿のための受講が必須となっている ・ 制度広報として、シンポジウムや公開講座を企画。 ・ 受任会員については家裁への報告とは別に年2回案件ごとの業務遂行報告を提出してもらい、不正防止につなげている。 (リーガル) <p>○福祉職を中心とした成年後見活用講座を年1回開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会員向けの継続研修 年8回程度(後見業務に必要な知識等を得るための研修) ・ 新規候補者名簿登録者向けの研修(名簿登録研修)年1回

<p>成年後見業務に係る団体の取組内容について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 随時の成年後見に関する相談(年10～20件程度) ・ 事例検討(毎月)・初任者チューター制度・アドバイザー制度 (ばあとなあ) ○入会前研修 30時間+考査・会員向け研修(年1～2回) ・ 無料相談会 (毎年10月無料相談月間)・パンフレット配布 (コスモス) ○成年後見人等養成研修会 3日間(年1回) ・ 成年後見及び相続税に関する無料相談(年1回 税理士会館) ・ 成年後見等事例研究会(年1回) ・ 成年後見支援センター設置 (電話による相談業務) (北陸税理士会) ○精神保健福祉士は本人の自己決定を尊重することを支援の基本としてきたため、本人の代理で判断や決定を行う成年後見人の役割は相反するものとして、長らく積極的に関与してこなかったが、ニーズの高まり、社会的要請から、受任に向けて各機関で開催される研修の参加を促している。日本精神保健福祉士協会においても研修が行われているが、福井県協会としての研修は行っていない (精神保福士協会)
<p>今後の成年後見制度について意見等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○身上保護の観点重視される中(本人意思尊重)、困難ケースが増えていくと思われるので、多職種が連携して解決できるような体制づくりが必要 ・ 制度利用の相談から受任、業務遂行にあたり速やかな対応ができるよう行政側の部署間での情報共有や連携方法を考えてほしい (リーガル) ○受け皿の確保が難しい中で、「専門職だから」ということで、昼夜問わない本人からの問い合わせへの対応や徘徊する本人の徘徊防止・過剰な架電を止めることを求められる。即時入所を求めるなど、後見人の権限や責任、職務を超えたもの求められ、荷が重すぎて潰れてしまう会員が少なからずいるように感じる。また、受任時の事前情報が不足し、「こんな難しいケースだとは思わなかった」ということも少なくない。そのため、事前のマッチング、というか、本人の情報をなるべく多く提供してもらい、本人にふさわしい後見人選びが大切だと感じている ・ 後見人に求める役割、例えば、本人への細かい金銭管理等の助言なのか(週1回程度の訪問を前提として)、多額の財産の管理なのか(不動産等を含む)、相続手続きや負債整理なのか、親族間のもめごとなのか、福祉サービスの利用調整なのか(施設入所申し込みなども含む)、平日の日中対応が前提なのか、土日祝日対応で十分なのかなどにより、選ぶ後見人が変わってくる。それらの情報があれば、専門職が受任できる数も増えていくかもしれない ・ 認知面に課題があるばかりに、施設の囲い込みや支援者の利益誘導が見受けられる。今後、促進法では本人の意思の尊重が重視され、そのため保佐、補助類型が多くなっていく。この中で重要なのが、本人の意思を十分につかむことと支援ネットワーク。その意見は誰の意見なのか、本人の意見であるならば、支援者はその役割を十分に担っているか、本人の意思に沿って(権利擁護も含め)連携や役割が十分に機能しているかが大切。まだまだ支援者同士がバラバラの状態で見受けられる。そういった意思決定支援ネットワーク研修を行って頂きたい。そうでなければ、誰のための後見制度か分からなくなる

<p>今後の成年 後見制度に ついて意見 等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用援助事業(申立助成・報酬助成)の市町統一の運用 (ばあとなあ) ○ニーズは潜在的に膨大にあるが、成年後見制度の利用に至らないケースが多く、まだまだ利用促進の意識は低いままである ・ 制度を利用する側にメリットが感じられる以前に抵抗感が先にきてしまっている。制度の十分な理解を得る機会を多く持ち、もっと利用促進を図れる社会にしていかななくてはならないと思う (コスモス) ○税理士会は、税理士の職能を公共的な事業や活動に活かすことにより、社会貢献として取り組んでいる ・ 県内で成年後見制度推進に関する協議会がある時は税理士会も参加したい (北陸税理士会) ・ 万能な制度ではないが、成年後見に関わることを通してよりよい資源になり得るよう参画していく必要を感じている (精神保福士協会)
--	---

ふくい嶺北圏域
成年後見制度利用促進基本計画

令和4年3月策定

福井市 勝山市 鯖江市
永平寺町 池田町 南越前町 越前町